

会 議 録 (要旨)

会 議 名	第 5 回瑞穂町行政評価委員会
開 催 日 時	平成 23 年 2 月 3 日 (木) 午前 10 時から正午
開 催 場 所	役場庁舎 3 階委員会室
出席者及び 欠 席 者	(行政評価委員) 出席者：伊藤委員、大神田委員、木村委員、栗原委員、小山委員、瀧委員 中村委員、平山委員、湊委員、村山委員 欠席者：中山委員 (説明員) 22 審査-1：田辺産業建設部長、栗原産業振興課長、山内商工係長 22 報告-1：臼井福祉保健部長、田中福祉課長、福島障害福祉係長 22 報告-2：臼井福祉保健部長、田中福祉課長、吉岡児童係長 22 報告-3：臼井福祉保健部長、田中福祉課長、吉岡児童係長 22 報告-4：臼井福祉保健部長、山崎保健課長 事務局：鳥海企画総務部長、田辺企画財政課長、高橋企画係長 企画係町田、企画係坂本
報 告 事 項	なし
議 題	1 正副委員長の互選 2 補助金等審査 3 分科会の所属について 4 その他
傍 聴 者	なし
審 議 経 過  (主な意見等を原則として発言順に記載。同一内容は一つにまとめた。)	日程 1 開会 田辺企画財政課長により会議の公開についての説明が行われ、会議が進められた。 日程 2 町長挨拶 日程 3 委嘱状交付 石塚町長から代表委員へ (50 音順で伊藤委員 1 名) 日程 4 議題 田辺企画財政課長により会議の成立、会議時間、会議資料についての説明が行われた。  議題 (1)「正副委員長の互選」 立候補者がいなかったため平山委員の推薦により委員長を村山委員に、副委員長を村山委員の推薦により小山委員にお願いすることで決定した。 (村山委員長) 挨拶 (小山副委員長) 挨拶  (石塚町長、鳥海企画総務部長) 公務のため退席

ここからは村山委員長により議事が進められた。

事務局から説明

(企画係長) 議題(2)に入る前に、行政評価委員会と2つの分科会の今後の開催予定などについて説明した。

議題(2)「補助金等審査」

事務局から説明

(企画係長) 審査に入る前に、補助金等審査、報告についての留意点や方法を説明した。

22 審査-1「企業誘致奨励制度(事業所設置奨励金)及び中小企業振興資金融資あっせん制度の拡充について」

審査案件についての説明要旨

(田辺産業建設部長) 瑞穂町は製造業等について、多摩地域でも指折りの工業技術力を有している。また、幹線道路網が充実し、立地条件が非常によいという地域特性がある。雇用創出及び地域活性化を図るため、平成23年4月から本制度を導入し、企業誘致を進めていく。また、関連支援策として、中小企業振興資金融資あっせん制度の拡充を図っていく。

(栗原産業振興課長) 指定業種については、製造業、情報通信業、学術・開発研究を行う業種とさせていただいた。指定要件については、町内に事業所を新設する法人又は個人で、事業所の敷地面積が500㎡以上であるもの、業績の安定性、成長性、信用度が優良であること、などとさせていただいた。事業概要は、納付した固定資産税及び都市計画税額を3年間交付する。効果については、町民に対する多様な雇用の場の確保、まちの活性化・賑わいの創出、税収(自主財源)の確保が考えられる。事業目標については、平成27年度までの5年間で9件、平成32年度までの10年間で19件の誘致を目指す。また、関連施策として、中小企業振興資金融資あっせん制度の拡充を図るため、開業資金の要件と融資限度額、返済期間を見直す。こちらも平成23年4月から施行する。

事前意見及び質問並びに説明員の回答

(事前質問)「業績の安定性、成長性、信用度が優良であることを、誰がどのような基準で判断するのか。」

(栗原産業振興課長) 基準については、地域の雇用の促進、環境に配慮した企業、まちの活性化になるもの、この3つを基準とする。判断については、法人から定款又は規約、事業計画書、決算書、納税証明書等を提出していただき、聞き取り調査も実施した上で判断していく。

(事前質問)「地域の特性とは、例えばの例を。」

(栗原産業振興課長) 多摩地域でも有数の工業技術を有していること、幹線道路網が充実していること、自然環境に恵まれていることが地域の特性であると考えている。

- (事前質問)「融資は他の融資との併用も可能か。(東京都のものなど)」  
(栗原産業振興課長)可能である。
- (事前質問)「指定業種が限定されているのにはどんな理由があるのか。」  
(栗原産業振興課長)日本産業分類により分類している。固定資産税等が非課税である学校、社会福祉法人、宗教法人を除いた。また、税の特例を受けている東日本旅客鉄道株式会社も除いた。さらに町に関連のない企業で、水運業、漁業、水産業を除いた。次に娯楽、特殊浴場、風俗関連を除いて指定業種を定めた。また、東京都が首都圏西部地域広域基本計画を定めていて、瑞穂町を含めた三多摩地域では、製造業を中心として誘致を進めようという計画がある。
- (事前質問)「融資限度額を1千万円から3千万円に引き上げているが、実際に融資額が少ないために断念した例があったか。」  
(産業振興課長)例はない。  
各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答
- (中村委員)新しい企業をどこに誘致するのか。また、目標年度と目標件数は区画整理の完成年度とリンクしているのか。  
(栗原産業振興課長)区画整理に限定せず、企業の用途に合う地域ならば町全域を考えている。また、殿ヶ谷の区画整理と本事業は別に進めている。
- (平山委員)敷地面積が500㎡以上ということで、大企業を想定しているのか。  
(栗原産業振興課長)町に貢献していただける企業であれば、大企業に限定していない。
- (平山委員)償却資産の減免は考えないのか。また、瑞穂町の住民が瑞穂町内の土地を500㎡以上買って法人を設立し、事業を開始する場合は対象となるのか。  
(栗原産業振興課長)固定資産税の中に償却資産も含めて奨励制度を設けている。また、瑞穂町の住民が瑞穂町内で事業を開始する場合も対象である。
- (中村委員)地域企業の進出によって、既存の中小企業にも新しい投資や事業の機会が増えた場合、既存企業の新規事業に対する設備投資等について減免等の考えはないのか。  
(栗原産業振興課長)今回の企業誘致奨励制度には含まれていないが、商工会や各種団体の意見を聞きながら、調査、研究していきたい。
- (中村委員)意見であるが、既存企業にも恩恵が及ぶような制度設計をしたらどうかと思う。  
(栗原産業振興課長)既存企業に対する支援策も考えていきたい。
- (木村委員)事業目標の件数の根拠を知りたい。  
(栗原産業振興課長)平成23年4月から条例が施行され、1年目は広報等の周知もあり1件とし、2年目以降は年間2件とした。
- (大神田委員)事業所の敷地面積500㎡以上という縛りは必要なのか。

- (栗原産業振興課長)当初は1000㎡以上で検討していたが、現地調査や公図、台帳等による調査により、500㎡が妥当であると判断した。
- (平山委員)瑞穂町内の土地を借りて機械を購入し、その償却資産に固定資産税がかかった場合、減免の対象となるのか。それとも500㎡以上の土地を企業が所有しないといけないのか。
- (栗原産業振興課長)土地は借地権でも可能である。
- (平山委員)その場合、借地の固定資産税は土地所有者が負担するので、購入した償却資産(機械)の固定資産税が補助対象となるのか。
- (栗原産業振興課長)土地を借りて建物を建てた場合、建物の固定資産税及び償却資産は対象となる。
- (小山委員)企業が倒産した場合はどうするのか。
- (栗原産業振興課長)申請時の判断が重要であると認識している。
- (伊藤委員)申請があった際に、指定要件である安定性や信用度をどのように判断するのか。
- (栗原産業振興課長)提出書類や面接等により総合的に判断する。
- (伊藤委員)書類を見て中身を判断することは非常に難しい。行政がノウハウを持っていないと、書類が提出された際にどこをどう見ればいいのか分からなくなってしまう。研修等による職員能力の向上が必要であると思う。制度自体はいいと思うので、職員の判断能力を育成し、適正に補助金を支出してもらいたい。
- (栗原産業振興課長)職員能力の向上に努めたい。
- (栗原委員)東京都との連携はないのか。
- (栗原産業振興課長)東京都と町の連携はない。
- (伊藤委員)補助の必要性の欄に記載されている「多様な雇用の場の確保」や「まちの活性化・賑わいの創出」は重要なことだと思う。補助金を支出した後の効果や結果が大事なことであり、これらをどのように見定めていくのか。
- (栗原産業振興課長)瑞穂町に企業を何社誘致できたかが評価だと考えている。
- (伊藤委員)事業の必要性に合致するように見極めて、審査を行ってもらいたい。
- 委員からの意見聴取
- (平山委員)事後の検証をしっかりと行っていただくことで賛成である。
- (伊藤委員)内容、必要性を理解した上で賛成である。
- (大神田委員)町の発展につながると思う。指定の審査については詰める余地があると思うが、賛成である。
- (木村委員)賛成である。適正に支出していただきたい。
- (栗原委員)賛成である。
- (瀧委員)賛成である。
- (中村委員)賛成である。評価基準を検討していただきたい。

- (湊委員) 賛成である。
- (小山委員) アバウトな部分もあるが、賛成である。
- (村山委員長) 細かい部分については今後整理するが、制度実施上の留意点として、事後評価について精査すること、また、指定要件について精査することがありました。本制度により補助金を支出することは適正であるとし、行政評価委員会の意見として町長に報告したいと思いたいがいかがでしょうか。
- (全委員) 異議なし。

## 22 報告-1 「自立支援法事務処理安定化支援事業補助金について」

### 報告案件についての説明要旨

- (臼井福祉保健部長) 東京都障害者自立支援対策臨時特例基金条例に基づき設置した、東京都障害者自立支援対策臨時特例基金を活用して行われる、障害者自立支援法への円滑な移行の促進を図るための特別対策事業を実施することにより、障がい者及び障がい児を支援することを目的とする。
- (田中福祉課長) 補助対象は、障害者自立支援法に基づき、都道府県に届出を完了している障害者施設である。補助の必要性については、事務職員を効果的に配置することにより、利用者負担上限管理、請求事務又は指定申請などの事務処理が適正に実施され、障害福祉サービスの質の向上を図ることである。補助金額は一人あたり、定員 60 名以下の場合 20,000 円、定員 61 名以上 80 名以下の場合 15,000 円、定員 81 名以上の場合 10,000 円であり、助成を受ける年度の 7 月中における実利用者的人数に応じて助成を行う。また、本事業は、実施期間中をとおして 1 事業所につき 1 回限りとする。補助割合については、国 1/2、都 1/4、町 1/4 である。
- 実施期間は平成 22 年 9 月 14 日から平成 24 年 3 月 31 日までである。

### 事前意見及び質問並びに説明員の回答

- (事前質問) 「定員の人数が多い程補助額が少ないが何故か。」
- (田中福祉課長) 事務職員の最低配置人数が定員数に応じて決められている。定員 60 名以下は 2 名、定員 61 名以上 80 名以下は 3 名、定員 81 名以上は 4 名以上と決められている。定員数が少ない程、事務職員 1 名あたりの利用者数が多くなり、事務量の負担も大きくなることから補助金に差が生じている。
- (事前質問) 「実施期間が平成 22 年 9 月 14 日からとあるが、補助金を支出した実績はあるのか。」
- (田中福祉課長) 4 件の実績がある。東京都内で定数 60 名以下の施設である。
- (村山委員長) 本案件は報告事項であるため、以上で終了する。

22 報告-2「瑞穂町民間保育園整備費助成について」

報告案件についての説明要旨

( 臼井福祉保健部長 )社会福祉法人が設置する保育園の整備に要する費用の一部について、瑞穂町社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例に基づき、予算の範囲内において助成を行うものである。

( 田中福祉課長 )補助対象については、保育園の新設、増築、改修又は大規模修繕を行う社会福祉法人である。今回の補助対象は保育園の新設である。補助の必要性についてであるが、待機児童の解消策として、認可保育所の定員弾力化や、認証保育所の開設支援に取り組んできたが、保育に対する要望やニーズは一層強まり、現在の定員では待機児童の更なる増加が予想されるため、社会福祉法人に対し園舎建設資金を補助し、認可保育所の開設を支援するものである。補助割合について、国の補助金を当てた場合は国が 1/2、町が 1/4、残りが事業者負担となる。国の補助金を当てた場合、東京都独自の別の補助事業があり、要件を満たせば 1/4 の補助をしてもらえる。そうした場合に、国が 1/2、都が 1/4、町が 1/8、残りが事業者負担となる。

事前意見及び質問並びに説明員の回答

( 事前質問 )「待機児童の増加予想データ又は根拠はどのように把握しているか。」

( 田中福祉課長 )毎月待機児童の把握をしている。待機児童数は、平成 21 年 5 月は 15 名、平成 22 年 5 月は 35 名、平成 22 年 11 月は 48 名という状況である。毎月の待機児童数から増加予想をしている。

( 事前質問 )「助成の実績を教えてください。」

( 田中福祉課長 )実績はない。

各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

( 伊藤委員 )待機児童解消のための事業ということによろしいか。

( 田中福祉課長 )はい。

( 村山委員長 )本案件は報告事項であるため、以上で終了する。

22 報告-3「瑞穂町認定こども園運営費等補助金（開設準備経費）について」

報告案件についての説明要旨

( 臼井福祉保健部長 )町が認定こども園の設置者に対し、運営費等を補助することにより、小学校就学の始期に達するまでの者に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育ての総合的な推進を図ることを目的とする。

( 田中福祉課長 )補助割合を、都 1/2、町 1/2 に訂正させていただきたい。補助対象は、町内に認定こども園を設置する者である。補助の必要性であるが、幼児教育と保育を一体的に提供する機能や、地域における子育て支援を行う機能を備えた認定こども園の開設を支援することにより、待機児童の解消に努めるものである。補助金額であるが、補助対象経費

に係る設置者の実支出額の1/2の額、当該施設の補助対象経費に係る区市町村の実支出額、3,500万円、以上3つの金額を比較していずれか少ない金額とする。補助割合については、先ほど訂正させていただいたとおりである。実施時期については、平成22年度中に補助を実施する予定である。

事前意見及び質問並びに説明員の回答

(事前質問)「運営費等の補助とは、具体的にどのような内容のものなのか。」

(田中福祉課長)運営費の補助、延長保育に対する補助、教育機能に対する補助、開設準備経費の補助がある。

(事前質問)「補助実績を教えてください。」

(田中福祉課長)運営費の補助金として平成20年度から実績がある。平成20年度が1園で入所人数が延べ6人、413,580円の運営費補助である。平成21年度が5園で入所人数が延べ27人、2,089,270円の運営費補助である。今年度は1月末現在、5園で入所人数が延べ79人、4,658,500円の運営費補助である。開設準備に係る補助は今回が初めてになる。

各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(中村委員)認可保育園と認定こども園の違いを教えてください。

(田中福祉課長)認可保育園は、親が働いていて面倒を見られない場合にお子様を預かる。保育を目的としている。国の所管は厚生労働省である。認定こども園は、幼稚園機能と保育園機能を合わせた施設になる。幼児教育も行い、0歳からの保育も行う。国の管轄は厚生労働省と文部科学省の両方である。

(伊藤委員)開設準備経費の中に、運営費や延長保育なども含まれているのか。また、改修経費とはどういう意味か。

(田中福祉課長)今回の対象は、新設に対する補助金になる。改修経費の中に開設準備経費が含まれている。

(村山委員長)本案件は報告事項であるため、以上で終了する。

## 22 報告-4「瑞穂町任意予防接種費用助成金について」

報告案件についての説明要旨

(臼井福祉保健部長)

町が予防接種に要する費用の全部又は一部を予算の範囲内で助成することにより、当該保護者の経済的負担を軽減するとともに、該当する疾病の発生を予防し、もって住民の健康増進を図ることを目的とする。

(山崎保健課長)

補助の必要性は、予防接種費用を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、おたふくかぜと水痘(一般的には「みずぼうそう」)の発生を予防し、医療費の削減及び子育て支援と健康増進を図ることである。

補助金の金額については、予防接種費用のうち 3,000 円を支給したいと考えている。補助割合は都 1/2、町 1/2 で、実施期間は平成 23 年 4 月からを予定している。

事前意見及び質問並びに説明員の回答

(事前質問)「3,000 円補助することにより、どのくらいの医療費の削減が期待できるのか。」

(山崎保健課長)接種費用は病院によって異なるが、概ね 8 千円から 1 万円となっている。万が一発症して入院するような場合は、治療費が平均 23 万円から 27 万円かかると言われている。このように、おたふくかぜや水痘の場合、高額な医療費が必要になる。また、核家族化が進む中で、高額な医療費の他に、看病に要する時間も必要となるため、仕事を休む上での負担もかかってしまう。

(事前質問)「子宮頸がんワクチン、肺炎球菌ワクチン助成については検討しているのか。」

(山崎保健課長)ヒブ、子宮頸がん、肺炎球菌(小児用)ワクチンについて、国からも指針が示されていて、町では新年度から実施する予定である。接種費用の 1 割程度を自己負担していただく予定である。国の基準であるが、ヒブワクチン 8,852 円、子宮頸がんワクチン 15,939 円、肺炎球菌ワクチン 11,267 円とされていて、この費用の 1 割を自己負担していただく予定である。

(村山委員長)本案件は報告事項であるため、以上で終了する。

#### 22 報告-5「瑞穂町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業について」

(臼井福祉保健部長)東京都の医療費助成制度である、「小児慢性特定疾患医療費助成」を受けている方を対象に、電気式たん吸引器、車いす、特殊寝台等の日常生活用具を給付するものである。

(山崎保健課長)補助割合であるが、町 1/3 を町 1/4 に訂正をお願いしたい。小児の場合は障害が定まりにくいことにより、障害者手帳が交付されない場合がある。このような狭間を埋めたいと考えている。報告書に記載されている器具は一例であり、詳細については要綱(案)の後ろに記載されているので参考にさせていただきたい。実施期間は平成 23 年 4 月 1 日からを予定している。補足であるが、都内では 12 区、4 市 1 町が実施している。また、妊産婦や乳幼児の死亡率は低くなってきているが、低体重児や未熟児の出生が微増傾向にある。医療機関では在宅療養を促す傾向があり、退院が早まれば医療費も削減できるが、日常生活用具の給付が必要となってくる。対象病名は 10 種類ほどあり、小児慢性特定疾患の本体部分の医療費助成については、町保健課が窓口となり東京都が実施している。

(村山委員長)本案件は報告事項であるため、以上で終了する。

議題（３）「分科会の所属について」

事務局から説明

（企画係長）事前に実施した分科会の所属の希望調査結果に基づき、事務局の案を示した。行政改革推進分科会には、伊藤委員、大神田委員、木村委員、瀧委員、中村委員、湊委員。補助金等審査分科会には、栗原委員、小山委員、中山委員、平山委員、村山委員。

（村山委員長）ご意見等がないので、分科会の所属については、事務局からの説明のとおり決定する。

ここで、分科会の所属が記載された名簿を配付

議題（４）「その他」

事務局から説明

（企画係長）公募委員の再募集を３月１日から２２日まで実施する。会議録は町ホームページに掲載するので、紙での配付は行わない予定である。インターネットが閲覧できない方は事務局までご連絡いただきたい。

閉会 正午